

答申第185号  
平成29年6月16日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成28年10月31日神行総総第2137号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「訴訟事件番号」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

訴訟事件番号を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「平成 27 年度に法務課が関わっている裁判の事件番号がわかる文書（新規・確定済・継続中いずれも含む）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、「平成 27 年度に法務課が関わった訴訟の事件番号」を特定し、これらは特定個人及び法人が識別され、又は識別されうる情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開しないことが正当であると認められるとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、非公開とされた本件決定の取り消しを求めて、審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成 28 年 8 月 23 日受付の審査請求書及び平成 28 年 10 月 14 日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 訴訟事件番号について

裁判所では裁判記録は全て公にされており、神戸市が事件番号を非公開とする理由がない。裁判所に行けば、裁判の行われる部屋の入り口で、事件名と名前と事件の番号が公になっているので、なぜ神戸市は出せないのか。また、裁判所の職員は、事件番号を持っているかと、閲覧するときに聞く。県庁では事件番号は情報提供でもらっている。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 28 年 9 月 23 日付の弁明書、平成 29 年 1 月 17 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第 10 条第 1 号本文に該当すること

事件番号は、各裁判所において、事件ごとに、受理した元号の年、民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）、行政事件記録符号規程（昭和 38 年最高裁判所規程第 3 号）等により事件種別ごとに付される記号及び番号によって構成されて

いる識別番号である。訴状、判決書等には必ず当事者が記載されることとなっており（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第2項第1号、同法第253条第1項第5号）、当事者の住所及び氏名が表示されている。また、このほか、訴訟記録には、一般的にその事案によって、本籍や家族関係など戸籍的事項に関する情報、学歴、職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況に関する情報等が記載されている。

事件番号は、1つの裁判所において、同一のものが重複して付されることはなく、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号さえ判明すれば、当該事件を特定することが可能となるものである。そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民訴法91条1項）ことから、対象訴訟等の各事件番号によって上記のとおり特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、何人も、容易に対象訴訟等の各訴訟記録に記載された対象訴訟原告らの各氏名や各住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。以上によれば、対象訴訟等の各事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であるといえることができる。

また、事件番号は「人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要である」ものとはいえない。よって、平成27年度に法務課が関わった訴訟の事件番号は、条例第10条第1号本文に該当する情報といえる。

## （2）同号アに該当すること

上記（1）に記載のとおり、民事訴訟法第91条第1項は、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる旨を規定している（行政事件訴訟についても、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第7条の規定により、同法に定めがない限り民事訴訟法の例によることとされており、行政事件訴訟の記録についても以下同様である。）。

しかし、民事訴訟法第91条第1項から第5項までの規定の趣旨に照らせば、同条1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者が対象とする事件を特定してその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が請求者によって特定されていることを前提とするものであるから、この前提を離れて訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもない。さらに、民事訴訟法第92条は、秘密保護のための閲覧等の制限を規定しており、裁判所が、同条第1項に規定する要件を満たすと判断し、閲覧等の制限を決定した場合には、第三者は、当該決定に係る訴訟記録の閲覧等の請求をすることができなくなる。

また、裁判所においては、訴訟事件の弁論期日等が開かれる際、法廷において当該事件の事件番号が読み上げられたり、裁判所の庁舎内に事件番号が記載された開廷表が掲示されるなどの措置が執られるが、訴訟事件の口頭弁論が開かれる際に裁判所の庁舎内に開廷表が掲示されるなどの措置が執られるのは、憲法82条1項が裁判の公正

を確保するために裁判の公開の原則を定めている趣旨に鑑み、相当と認められる範囲内で来庁者の便宜を図る目的によるものであるにすぎず、その措置の態様も、原則として当該事件の口頭弁論が開かれる当日に、その裁判所の受付付近や当該事件の口頭弁論が開かれる法廷付近等に限られている。

このように、上記の措置が執られている趣旨、目的、その内容及び態様に照らせば、上記の措置が執られていることを理由に、裁判所が口頭弁論が開かれる事件に含まれる情報を一般的に公にしているということができないことは明らかである。

以上のとおり、訴訟記録の閲覧請求ができ、法廷における事件番号の読み上げ及び裁判所庁舎内における開廷表の掲示の措置が執られているからといって、事件番号が裁判所において公にされているとはいえない。

また、前述のとおり訴訟記録には、当事者の住所及び氏名にとどまらず、その事案によって、本籍や家族関係など戸籍的事項に関する情報、学歴、職歴など経歴に関する情報、疾病、障害など心身に関する情報、資産、収入など財産状況に関する情報、思想、信条等に関する情報、家庭状況、社会的活動状況に関する情報等も記載されているところ、仮に、神戸市が当事者となっている訴訟の事件番号の公開を求める情報公開請求に対して一般的に事件番号を公開すれば、訴訟の当事者に係るこれらの情報が含まれる訴訟記録を閲覧することが可能となる。これでは、情報公開における公開の際、たとえ個人名を非公開とするのであっても、個人名を公開するに等しいものである。

以上のことから、平成 27 年度に法務課が関わった訴訟の事件番号は、条例第 10 条第 1 号アに該当する情報といえる。

#### (3) 条例第 10 条第 2 号アに該当すること

法人を当事者とする訴訟の記録においても、一般的に、当該法人の法人等の取引先に関する情報や財務経理に関する情報等が記載されている。

訴訟制度上、神戸市又は神戸市長を当事者とする訴訟の相手方である特定の法人に係る当該法人の法人等の取引先に関する情報や財務経理に関する情報等が公にされているとはいえないことは上記のとおり (1) 及び (2) で述べたところであり、平成 27 年度に法務課が関わった訴訟の事件番号が条例第 10 条第 2 号アに該当する情報であることは明らかである。

#### (4) 結論

以上のとおり、処分庁による本件処分は適法であり、本件処分が取り消される理由はない。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 27 年度に法務課が関わった訴訟の事件番号を記した一覧表である。

## (2) 争点

処分庁は、本件公文書を条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 2 号アに該当するとして、非公開決定を行った。これに対し、請求人は、本件請求にかかる情報である事件番号を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、事件番号の条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 2 号アの該当性である。

以下、検討する。

## (3) 訴訟記録の閲覧について

訴訟記録の閲覧に関して、民事訴訟法第 91 条に規定があり、同条第 1 項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められている。

一方、同法第 91 条第 2 項において、「公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係者に限り閲覧を請求することができる。」とされており、また、同法第 92 条第 1 項において、「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」がある場合及び「訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録」されている場合については、裁判所は、当該当事者の申立てにより、閲覧等の請求を当事者に限定することができる。

すなわち、民事訴訟法は、憲法第 82 条の裁判の公開を徹底する趣旨から、原則として訴訟記録を公開し、すべての人に閲覧請求権を認めているものの、一定の場合には閲覧の制限を規定し、個人のプライバシーや企業秘密など当事者の秘密保持の利益と第三者の閲覧請求権との調整を図っているものと解される。

## (4) 条例第 10 条第 1 号アの該当性について

条例第 10 条第 1 号アに該当して非公開となる情報とは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められるものである。

本件において争点となっている事件番号は、各裁判所において訴訟事件ごとに付される識別番号であり、受理した年、事件種別ごとの記号及び番号によって構成されている。事件番号そのものだけでは特定の個人が識別できる情報とはいえないが、事件番号が分かれば、裁判所において訴訟記録を閲覧でき、訴訟の当事者に関する情報を知りうる可能性がある。したがって、事件番号は、当該訴訟記録と結合することにより、特定の個人が識別されうる情報であると考えられる。

一方、公にしないことが正当であると認められるかどうかについては、(3) で述べたように、訴訟記録の閲覧には民事訴訟法において個人のプライバシーに配慮した一定の制限が設けられているところであり、事件番号を公開することにより、少なくとも訴訟の当事者が誰であるかの情報は容易に知り得る可能性があるため、「個人に関する

る情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする条例第3条の趣旨から、慎重に検討すべきものである。

当審査会は、非公開となるプライバシー情報の該当性の問題について、これまでに平成8年6月17日付神戸市公文書公開審査会答申第31号で、「公にされたくないと考えられる情報が、本件情報の公開により、本人の意思に関わりなく、これを知ることになる者の範囲が拡大するか否かを、条例第7条第1号（注：現行条例第10条第1号に該当）該当性の判断基準とすることが妥当と考える。」と示している。

当該判断基準をもとに本件に即して考えると、事件に全くかわりのない第三者に事件番号を公開すると、公にされたくないと考えられる情報が、本人の意思に関わりなく、これを知ることになる者の範囲が拡大されることから、事件番号が条例第10条第1号アに該当するとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(5) 条例第10条第2号アの該当性について

条例第10条第2号アでは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを非公開としている。

上記で検討したとおり、事件番号が分かれば、裁判所において訴訟記録を閲覧でき、訴訟当事者たる法人等に関する情報を知りうる可能性があることから、事件に全くかわりのない第三者に公にすることで、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、事件番号が条例第10条第2号アに該当するとして非公開とした判断は妥当である。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成28年8月23日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成28年9月23日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成28年10月14日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成28年10月31日	—	* 諮問書を受理
平成29年1月17日	第300回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成29年3月22日	第301回審査会	* 審議
平成29年4月18日	第302回審査会	* 審議
平成29年5月24日	第303回審査会	* 審議